

審 査 基 準

平成22年4月1日作成

| |
|--|
| 法 令 名：原子力災害対策特別措置法施行令 |
| 根 拠 条 項：第8条第2項 |
| 処 分 の 概 要：緊急通行車両の確認 |
| 原権者（委任先）：長野県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行令第33条第1項 |
| 審 査 基 準 次のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うもの。 1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であつて、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。 |
| 標 準 処 理 期 間：2日 |
| 申 請 先： 1 長野県警察本部交通部交通規制課 2 長野県警察本部交通部高速道路交通警察隊 3 警察署の交通課又は交通第二課 |
| 問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部交通部交通規制課管理係（電話：026-233-0110） |
| 備 考： |